氏　　名	李　欣穎
学 位 の 種 類	博士（言語学）
学 位 記 番 号	博　甲　第　９３５５　号
学位授与年月日	令和２年３月２５日
学位授与の要件	学位規則第４条第１項該当
審 査 研 究 科	人文社会科学研究科
学 位 論 文 題 目	日本語会話における参加者の間主観性達成に関わる手続きの研究 ―「依頼」の行為連鎖に着目して―

主　　査	筑波大学	教　授	博士（言語学）	沼　田　善　子
副　　査	筑波大学	教　授	博士（言語学）	杉　本　　武
副　　査	筑波大学	教　授	博士（言語学）	小　野　正　樹
副　　査	筑波大学	准教授	Ph.D.（言語学）	高　木　智　世

論　文　の　要　旨

本論文は、日常に生じる日本語母語話者による依頼の相互行為に焦点を当て、当該の相互行為の展開で使用される会話展開の手続き及び、その手続きの使用と当該の依頼に対する会話参加者の間主観性（相互理解）の達成との関係を「会話分析（Conversation Analysis）」の手法により分析、記述するものである。

本論文は以下の５章からなる。

第１章　はじめに

第２章　研究方法

第３章　依頼の連鎖を開始する手続き

第４章　依頼に関わる背景知識の共有化作業

第５章　おわりに

第１章では先行研究の議論、課題の整理と本論文の目的、位置づけが述べられる。ここでは先行研究の課題として、被依頼者側の視点を含めた分析の不足が指摘された後、本論文では、「依頼」を「参加者のやりとりによって協働的に築き上げられる行為の連続」として捉えることと、この視点の重要性が述べられる。

第２章では、本論文で扱う会話資料と分析方法が示される。独自に収集された自然会話資料の概要が示された後、「会話分析」の手法に関する、分析の視点、基本的分析概念、その有効性が述べられる。

第３章、第４章では、「依頼」の行為を組織・展開するにあたり、会話の各段階で参加者が間主観性を確立するために使用する「準備」の手続き（手立て）が、（Ⅰ）連鎖構造上の使用位置と（Ⅱ）相互行為上の働きに分けて考察される。

第３章は、「依頼」の相互行為の立ち上げ方、展開の組み立て方の考察である。英語会話データの分析をも

とに蓄積されたSchegloff（1980，2007）等の行為連鎖に関わる先行研究を踏まえ、本論文では、基本連鎖の第1部分に現れる「依頼の行為を明示的に予告する手続き pre-pre」（①）や、依頼の本題行為を会話の立ち上げ段階で明示しない二つの手立て、すなわち、「依頼のための『予備的な行為』を予告する手立て」（②）、および「依頼の条件確認（pre-request）によって相互行為を開始する手立て」（③）が日本語会話においても使用されることを検証している。さらに、①～③の選択は、依頼を立ち上げる段階において、被依頼者が依頼に対応できるかどうかが予測可能か否か、あるいは依頼を展開する上で本題行為に先立って複数の発言順番が必要であるか否かに影響されることが明らかにされている。具体的には、①は依頼を開始する時点で、その背景知識に対する被依頼者の認識・理解を事前に確立するために、何らかの説明や質問などの「予備的な行為」を行うための複数の発言順番が必要となる場合に選択され、②は開始の時点で相手に依頼可能かどうかが確定しておらず、依頼者が行う「予備的な行為」に対する被依頼者の反応次第で、本題行為を実行するかどうかを調整するために、複数の発言順番が必要となる場合に選択され、③は被依頼者の方が依頼の対象物や関連の状況に関する情報が多く、依頼者がそれらに関わる依頼の前提条件を先に確認することを志向する場合に選択されると述べられる。さらに、②、③の手立てを使用した場合の会話の展開について、次のように主張される。②、③では、「依頼」または「何らか」の本題行為が後続の会話で産出されることが示唆されることになる。このため、明示的な「依頼」の予告がなくても、依頼者は被依頼者に次の段階で行う一連の予備的な発話を、端的な「説明」や「質問」ではなく、後続の会話で生じる「何らかの本題行為」との関連で理解するように導く、あるいは、被依頼者の予測を働かせることが可能となる。このことから、②、③の手立てを使うことで、依頼者は、被依頼者にも認識可能なやり方で、一連の「予備的な発話」を通して当該の依頼を予測し理解するようもくろみ、参加者の間主観性を段階的に確立させる。

第4章では、連鎖開始の次の位置、すなわち「準備（preliminary）」段階における依頼の背景知識（依頼の対象物や関連の人物・事柄等）の共有化作業を行う位置で用いられる手立て・言語的リソースが考察される。ここでは、この段階で依頼の対象物に対する被依頼者の認識・理解を確立するために利用可能な手立てが、「依頼の対象物を指示する表現＋～じゃん／じゃない？」の形式を用いて被依頼者に当該の対象物への認識を要求する手立て（①）、「対象物を指示する表現＋試行標識（上昇イントネーション＋ポーズ）」によって被依頼者の認識可能性を探索する手立て（②）、描写・説明の形で依頼の対象物を提示する手立て（③）の3つであることが示される。また、当該の対象物に言及する際に利用されるこれらの手立て・形式の選択は、被依頼者にその対象物に対する既存の共有知識があるか否か、共有知識がある場合それを依頼との関連で被依頼者が理解可能か否かということをはじめとする、被依頼者の認識・理解に対する「依頼者の想定」に左右されると述べられる。その上で、これらの手立ては、相互行為を後続の依頼の本題行為にスムーズに移行させるための「準備」として、参加者の間主観性を確立するために利用可能なものであることが主張される。

第5章では、前章までの考察を踏まえ、各手立ての使用・選択と参加者の間主観性の確立との関係について総合的な考察が行われた後、本論文の意義及び今後の課題・展望が述べられる。ここでは、相互行為の展開において、本論文で考察した各手立てが、被依頼者に、依頼の開始位置と背景知識の共有化作業の位置で行われたそれぞれの発話を当該の「依頼」と関連づけて理解するよう導き、参加者の間主観性を確立させるものであることが主張される。さらに、これらの会話展開の手続きの記述は、本題行為に向けての一連の発話・相互行為によって、当該の依頼に対する参加者の間主観性が確立される内実を可視化するものであり、依頼に関する今後の会話研究や日本語教育への応用が期待できるものであることが主張される。

審　査　の　要　旨

1　批評

日常に生じる依頼の相互行為は、会話参加者のやりとりによって段階的に実現されるものであり、複雑な手立てで組織される。何らかの依頼を含む相互行為を展開する際、依頼者はその場の状況や依頼者との関係を参照し、相手の反応や相互行為上対処すべき課題に応じて、その都度行為の連鎖を調整していく。そのため、依頼会話の第一部分はとりわけ複雑に拡張されやすい。一方、従来の談話研究では、ロールプレイや作例の会話資料を基に、依頼者側が使用した定型的な形式や言語行動が関心の中心となることが多く、日常の会話における相互行為の現実を正確に記述するには課題が残っていた。

これに対して本論文は、方法論と資料の両面で解決を図り、研究の新しい視野を開く点で評価できる。方法論では、「依頼」の相互行為を「参加者のやりとりによって協働的に築き上げられる行為の連続」と捉え、依頼連鎖の立ち上げの段階と、依頼行為それ自体に至るまでの過程に焦点をあて、これを会話分析の手法で分析する。一方、資料の面では、独自に収集した日本語母語話者による自然会話資料を用いる。そこでは、依頼者が用いる具体的手立ての種類とその使用位置、選択環境が明らかにされ、それらが類型化されて示される。これらの指摘の全てが従来指摘のなかった新しい知見とはいえないが、自然会話資料に基づき、参加者のやり取りを動的に捉え、会話展開の隅々まで詳細に観察、分析した上での記述は説得力がある。また、考察を通し、依頼の本題行為に向けて一連の発話・相互行為が展開される中で、当該の依頼に対する参加者の間主観性が段階的に確立される過程を、実証的に記述し、可視化することに成功している。特に連鎖立ち上げの段階から明示的な依頼の行為が行われない会話展開は、日本語を母語としない他言語話者には理解されにくく、日本語教育等への応用の点で、この過程の可視化の意義は大きい。

一方で、本論文では、依頼連鎖の第一部分に焦点をあてたため、「依頼」の本題行為そのものに対する考察が十分でない点が課題となる。この点に注目する最新の研究の知見を踏まえ、さらに考察を深めることが求められる。また、従来の談話分析が重要な要素として注目した、依頼者と被依頼者の上下、親疎等による人間関係上の距離が、会話展開にもたらす影響を十分に捉えきれていない点も課題となる。これは考察対象となる資料が、著者が協力者に依頼して収集した自然会話であるという利点を有する反面、そのような収集法の制約上、比較的距離の小さい会話参加者による、量的にも限られたものにならざるを得ないという、質、量の両面での限界によるものと考えられる。

しかしながら、こうした課題は本論文での研究を今後、深化発展させる方向を示すものでもあり、これらの課題により、本論文の評価はいささかも揺るがない。今後、資料を充実させて考察を深め、他言語との対照へも研究を進めることで、日本語の会話分析の発展にとどまらず、日本語教育での貢献も強く期待される。

2　最終試験

令和２年１月２２日、人文社会科学研究科学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3　結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。